

令和 5 年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について

令和 5 年度熊取町一般会計予算のうち次の予算について地方自治法（昭和22年法律第 67号）第220条第 3 項ただし書の規定により翌年度に繰り越したので、地方自治法施行 令（昭和22年政令第16号）第150条第 3 項の規定により報告する。

令和 6 年 6 月 1 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

令和5年度熊取町一般会計予算事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為 予 定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
				支出済額	支 出 未 済 額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特定財源	一般財源	
11	02	河川災害復旧事業	円 7,370,000	円	円 7,370,000	円	円 7,370,000	円	円	円 7,370,000	令和6年3月、ブロック積基礎掘削時に発生した湧水が工事の支障となり、対策に時間を要することとなった。 これにより補助対象となるブロック積工は、年度内に完了したが、町単独事業であった仮設進入路の撤去工など付帯工事の年度内完了が見込めないため。